

地球温暖化対策計画書等の公表に関する要綱

制定 平成 23 年 3 月 31 日
22 環都総第 905 号

改正 平成 27 年 4 月 1 日
27 環地総第 2 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号。以下「条例」という。）第 8 条第 2 項及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成 13 年東京都規則第 34 号。以下「規則」という。）第 5 条の 2 の規定による地球温暖化対策計画書及び特定テナント等地球温暖化対策計画書（以下「計画書等」という。）の内容の公表に関し、公表の形式を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(事業所ごとの公表)

第 3 条 知事は、指定地球温暖化対策事業者（以下「事業者」という。）から提出された計画書等のうち、最も後に提出されたものの内容につき、規則及び東京都地球温暖化対策指針（平成 17 年東京都告示第 600 号。以下「指針」という。）により事業者が公表するものとされている事項について、指定地球温暖化対策事業所及び特定テナント等事業所ごとに、規則第 4 条の 23 第 1 項及び第 4 条の 26 第 2 項の規定により知事が別に定める計画書等の様式（平成 21 年東京都告示第 1234 号に定める第 5 号様式及び第 7 号様式の 2）の形式で公表する。

(一覧表形式の公表)

第 4 条 知事は、事業者から提出された計画書等の内容につき、次に掲げる指定地球温暖化対策事業所の概要に係る事項を最も後に提出された計画書等から抽出又は算出し、当該事項の全てを全事業所について並べた一覧表の形式で公表する。

- 一 事業所の名称
- 二 事業所の所在地（区市町村の名称に限る。）
- 三 指定地球温暖化対策事業所指定年度
- 四 特定地球温暖化対策事業所指定年度
- 五 事業所の種類（主たる用途）
- 六 年度ごとの基準排出量
- 七 年度ごとの削減義務率
- 八 年度ごとの温室効果ガス排出量
- 九 削減義務期間における排出上限量
- 十 削減義務期間における特定温室効果ガス排出量の合計
- 十一 優良特定地球温暖化対策事業所の認定状況

(非公表事項)

第 5 条 前 2 条の規定にかかわらず、規則第 5 条第 1 項第 5 号及び第 5 条の 2 第 1 項第 4 号の規定に基づき、次に掲げる事項は公表しない。

- 一 事業者が、経営に関する事項その他公表することにより事業者の競争上若しくは事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる事項又は保安上重大な影響を与える事項（以下「非公表事項」という。）として公表しないことを請求した場合であって、その請求が妥当と認められる事項（請求した事業者に限る。）

- 二 知事が、前号の請求の内容又は社会状況を考慮して、非公表事項として公表しないことが妥当と認める事項

(公表の方法)

第6条 第3条及び第4条の規定による公表は、次に掲げる方法により行う。

- 一 東京都環境局での閲覧
- 二 インターネットの利用による掲載

(公表の期限)

第7条 第3条及び第4条の規定による公表は、計画書等が提出された削減計画期間の終了の年度の翌々年度の3月末日まで行う。ただし、知事が指定を取り消した事業者にあっては、指定が取り消された日の翌日から起算して180日を経過した日まで行う。

(附則 平成23年3月31日 22環都総第905号)

- 1 この要綱は、決定の日から施行する。
- 2 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例（平成20年度東京都条例第93号）による改正前の条例（以下「旧条例」という。）第8条第2項及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成20年度東京都規則第75号）による改正前の規則（以下「旧規則」という。）第5条の2の規定による地球温暖化対策計画書、排出状況報告書、中間報告書及び結果報告書の内容の公表並びに旧条例第8条の2第3項及び旧規則第5条の3第3項の規定による評価の内容の公表については、なお従前の例による。

(附則 平成27年4月1日 27環地総第2号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。